

第2次飯塚市環境基本計画(中間見直し) 事務事業一覧

基本目標	環境要素	環境目標	取組の方向性	事業名(見直後)	内容(見直後)	実施中	5年以内 実施	10年以内 実施	担当課
I 循環型社会の形成	生活環境	ごみ減量化	ごみの発生抑制のための取組の普及	買い物袋(マイバッグ)持参運動の促進	ホームページ・市報掲載により、買い物袋(マイバッグ)持参運動の普及・広報を行います。	●	→	→	環境整備課
				生ごみ処理方法の普及促進	生ごみ処理容器等を用いた処理・活用方法を広報し、生ごみの減量化・資源化を進めます。	●	→	→	環境整備課
				生ごみ減量化運動・食品ロス削減の普及・啓発	エコ工房での各種講座や市役所窓口において、生ごみの減量化及び食品ロス削減に向けて、生ごみの水切りや食べ残し削減に関する啓発を行います。	●	→	→	環境整備課
					各種講座や研修会において、生ごみの減量化及び食品ロス削減に向けて、生ごみの水切りや食べ残し削減に関する啓発を行います。	●	→	→	健幸・スポーツ課
					学校及び各家庭において食べ残しを出さないよう指導を行い、生ごみの減量化及び食品ロス削減を啓発します。	●	→	→	学校教育課
				ごみ減量に関する啓発や情報の提供	ごみ減量に関する啓発教材により、情報の提供を行います。	●	→	→	環境整備課
				施設見学会の実施	クリーンセンター施設見学を行い、ごみ減量意識の向上を図ります。	●	→	→	環境対策課
				デポジット制度の有効性に関する情報発信	製品価格に一定のデポジット(預託金)を上乗せして販売し、使用後の容器返却時に預託金を返却することで容器回収を促進させる「デポジット制度」の有効性や活用方法に関する情報を提供・発信します。		●	→	環境整備課
			ごみ出しルールの徹底	事業者に対する指導	ごみの適正排出について訪問及びチラシの配布により、事業者を指導します。	●	→	→	環境対策課
				ごみの分け方・出し方の作成・配布	「家庭ごみの分け方・出し方」、「事業ごみの分け方・出し方」を作成・配布します。	●	→	→	環境対策課
				ごみ出しルールの啓発	自治会や公民館を通じて、ごみ出しルールの徹底を図ります。	●	→	→	環境対策課
			不法投棄防止のための美しい環境整備	環境美化活動の促進	まちづくり協議会等による環境美化活動を促進します。	●	→	→	環境整備課
				産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止するため、関係機関と連携して、事業者を指導します。	●	→	→	環境整備課
							●	→	→
		一般廃棄物の適正処理		廃棄物の減量及び処理適正化等に関する条例に基づき、ごみの排出抑制・再資源化や市民への広報・啓発を行います。		●	→	環境整備課	
							●	→	環境対策課
		ポイ捨て禁止モデル地区の検討		ポイ捨て禁止に関して周知・啓発を推進し、ポイ捨て禁止モデル地区を検討・設定します。		●	→	環境整備課	
						●	→	環境対策課	
		監視パトロールの強化		関係機関との連携により、監視パトロールを強化します。	●	→	→	環境対策課	
		監視カメラ・不法投棄防止看板の設置		不法投棄多発地点に監視カメラや不法投棄防止看板を設置します。	●	→	→	環境対策課	
		市民一斉ごみ拾い日等、市民参画の促進		一斉清掃の実施	地域での一斉清掃を促進し、ごみを捨てさせない環境づくりを進めます。		●	→	環境整備課
						●	→	環境対策課	
		環境配慮市民、事業所の表彰制度の創設と運用	ごみ拾いボランティアの紹介	ボランティアでごみ拾いを実施している事例を広報等で紹介し、啓発します。		●	→	環境整備課	
		分別の徹底	リサイクル率向上のための施策	ごみ分別・リサイクル推進によるごみ減量化への普及啓発事業	環境イベントにより、リサイクルの目的やごみ分別(特に紙ごみの資源としての分別)の必要性・方法などを市民に啓発します。	●	→	→	環境整備課
						●	→	→	環境対策課
				ごみ分別・リサイクルの啓発	リサイクルの目的やごみ分別の必要性・方法などを市民に理解しやすい内容で啓発します。また、学校では廃棄物の再利用・リサイクルに取り組むとともに、循環型社会づくりにむけた学習を行います。	●	→	→	学校教育課

基本目標	環境要素	環境目標	取組の方向性	事業名(見直後)	内容(見直後)	実施中	5年以内 実施	10年以内 実施	担当課
I 循環型社会の形成	生活環境	分別の徹底	リサイクル率向上のための施策	分別の細分化の検討	環境施設等広域化に関する任意協議会の協議結果を経てから、改めて分別の細分化を検討します。			●	環境対策課
				資源回収に対する補助と指導	資源回収団体に対する補助を行うとともに、活動のない団体への呼びかけを行います。	●	→	→	環境整備課
				グリーン購入の推進	飯塚市環境物品調達方針に基づき、グリーン購入を進めるとともに、市民や事業者のグリーン購入を啓発します。	●	→	→	契約課
						●	→	→	環境整備課
				公共事業におけるリサイクルの推進	公共事業における建設副産物のリサイクルや資材・設備への環境配慮型製品の導入を進めます。	●	→	→	土木建設課
						●	→	→	農業土木課
				●	→	→	建築課		
フリーマーケットやバザー、エコ工房事業の拡大	誰でも参加しやすいフリーマーケットやバザー、エコ工房事業を拡大します。	●	→	→	環境整備課				
拠点ボックスのさらなる活用	拠点回収ボックスの利用促進	拠点回収ボックスを周知するとともに、有効に活用されるための方策を検討します。	●	→	→	環境対策課			
II 自然との共生	自然環境	河川等水質の改善	排水の指導と意識啓発	水辺教室を開催するなど、様々な場面で生活排水への意識向上を図ります。	●	→	→	環境整備課	
				生活排水対策のための普及活動の推進	市施設での料理教室における啓発など、様々な場面で生活排水への意識向上を図ります。	●	→	→	健康・スポーツ課
				学校での水質汚濁に関する授業や子ども達の河川水質保全活動への積極的な参加の促進など、教育の場面で生活排水への意識向上を図ります。	●	→	→	学校教育課	
				農業・化学肥料の適正使用の促進	農業や化学肥料の適正使用について、農協への指導、通知を行います。	●	→	→	農林振興課
				水質管理体制の強化	汚水を排水するおそれのある事業所の把握に努めるとともに、違反した場合は厳重に指導します。	●	→	→	下水道課
				小規模施設の監視・指導	市民からの苦情・相談に対応するため、法令に該当しない小規模施設に関する現場確認・指導を適切に実施します。	●	→	→	環境整備課
			下水道普及率(接続率)の向上と未整備区域への対応	公共下水道整備の推進	飯塚市汚水処理基本構想に基づき、公共下水道整備を推進します。	●	→	→	下水道課
				公共下水道へ接続による水洗化の普及促進	市報や冊子による啓発を行うとともに、戸別訪問により、公共下水道接続の普及促進を図ります。	●	→	→	下水道課
				農業集落排水事業の推進	公共下水道未整備地域にある農業集落排水処理施設の維持管理を行います。	●	→	→	農林振興課
		浄化槽の設置に対する補助	浄化槽の設置に対する補助金交付を行います。	●	→	→	環境整備課		
		廃食用油の資源としての活用	廃食用油のリサイクル	廃食用油回収の拡大及び、公用車でのBDF利用を継続実施するとともに、利用用途の拡大を研究します。	●	→	→	環境整備課	
		森や川の保全	森や川の回復や保全、適正な保護	自然を学ぶ機会の充実	●	→	→	環境整備課	
					●	→	→	生涯学習課	
						●	→	学校教育課	
				河川の浄化対策	関係団体と連携して、石や竹炭を利用した河川浄化対策を進めます。		●	→	環境整備課
水質浄化実験に基づく有効な対策の活用	公園の池などを利用して水質浄化実験を行い、有効な対策は水質浄化に活用します。					●	環境整備課		
適切な森林の管理・保全	森林の有する水源涵養、山地災害防止、快適環境形成機能、生物多様性保全及び木材等生産の多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林整備の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。	●	→	→	農林振興課				

基本目標	環境要素	環境目標	取組の方向性	事業名(見直後)	内容(見直後)	実施中	5年以内 実施	10年以内 実施	担当課	
Ⅱ 自然との共生	自然環境	森や川の保全	森や川の回復や保全、適正な保護	遠賀川流域の環境の保全	遠賀川流域の自治体と連携して、環境の保全を進めます。	●	→	→	環境整備課	
				他県の産業廃棄物受け入れ停止の要望	県に対して他県の産業廃棄物受け入れの停止について要望を検討します。		●	→	環境整備課	
			里地・里山の保全	荒廃林対策	森林環境税の活用などにより、荒廃した人工林の再生を進めます。	●	→	→	環境整備課	
				地域政策としての農業の振興	農地の多面的機能を発揮させるための農業の振興を図ります。	●	→	→	農林振興課	
				森林の保全・農業の振興	森を守る団体活動の広報支援等を通じて、森林や農地の多面的機能を発揮させるための森林の保全・農業の振興を進めます。	●	→	→	環境整備課	
			開発時の適正な評価と保全措置	自然環境保全条例に基づく指導	自然環境保全条例に従った適正な開発を指導します。	●	→	→	環境整備課	
				公共事業における環境配慮の推進	公共事業を行う際、環境に配慮しながら推進します。	●	→	→	土木管理課	
		農村と市街地との交流と地産地消の推進	農村部と都市部との交流を図る取組	直売所の適正な維持管理に関する支援	地元産の農産物や製品などを販売する直売所の適正な維持管理、運営を支援します。			●		農林振興課
				自然とのふれあいにに関する副読本の作成・充実	大学や地元専門家と協力して自然とのふれあいにに関する副読本を作成し、適宜見直し・充実を行います。		●	→	環境整備課	
			自然とふれあうための景観要素や場所の整備	自然とのふれあいの場、機会の充実	自然とのふれあいに重点をおいた環境整備を進めます。	●	→	→	都市計画課	
				花いっぱい推進事業の拡大	ボランティア団体との協力により、花いっぱい推進事業の取組を広げていきます。	●	→	→	都市計画課	
			地産地消の活性化による農業の振興・食の安全の確保	農業体験学習の充実		生産者と協力し、米づくりを通じて水の循環について学ぶ機会を提供します。	●	→	→	農林振興課
							●	→	→	学校教育課
				学校等における地場食材の利用促進	生産者、農協、流通事業者等と連携し、小中学校や幼稚園、保育所での地場食材の利用を促進します。	●	→	→	農林振興課	
					生産者、農協、流通事業者等と連携し、幼稚園、保育所での地場食材の利用を促進します。	●	→	→	子育て支援課	
					生産者、農協、流通事業者等と連携し、小中学校での地場食材の利用を促進します。	●	→	→	学校給食課	
			農畜産物情報の提供(食の安全)、地産地消のPR	旬の農産物や農産物直売所等の情報提供を行い、地産地消をPRします。		●	→	農林振興課		
		在来種を保全する活動の実践	水質の改善と自然配慮型への再整備	公共工事における環境影響の評価	大型の公共工事における環境影響を事前評価し、情報を公開します。		●	→	学校施設整備推進室	
				在来種の保全に関する普及啓発	在来種の保全に関する情報等を提供し、自然環境保全意識の向上を図ります。		●	→	環境整備課	
			自然環境調査の実施	自然観察会等を通じて、地元専門家等と連携した定期的な現状把握と自然環境調査を行い、在来種及び外来生物の分布状況を記したマップ等を作成します。		●	→	学校教育課		
		外来生物対策の実践	「入れない・捨てない・拡げない」対策の徹底	正しい情報の発信	市民に関心を持ってもらうため、外来生物に関する様々な情報発信を行います。		●	→	環境整備課	
				学習会、現地観察会の開催	専門家と協力して、外来生物に関する学習会、現地観察会を行い、市民に正しい知識と対応方法を啓発します。		●	→	学校教育課	
								●	→	環境整備課

基本目標	環境要素	環境目標	取組の方向性	事業名(見直後)	内容(見直後)	実施中	5年以内 実施	10年以内 実施	担当課	
Ⅲ 低炭素社会の構築	地球環境	地球温暖化防止の取組の実践	緑のカーテン運動の継続と拡充	緑のカーテンエコプロジェクトの推進・拡大	公共施設で緑のカーテンを実施し、市民への普及啓発を行うとともに、苗を配布し全市的な取組へと推進します。	●	→	→	環境整備課	
			省エネ行動の普及・啓発	COOL CHOICEの取組	省エネ行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動であるCOOL CHOICEを行い、CO2排出量を削減し、省エネに努めます。	●	→	→	環境整備課	
				身近な省エネ活動への意識啓発	身近な省エネ活動への意識啓発	節電やエコドライブ、学校等における児童・生徒の省エネ行動の促進など、温暖化防止活動推進員や環境カウンセラーなどと連携し身近な省エネの啓発活動を行います。	●	→	→	環境整備課
							●	→	→	学校教育課
				省エネ設備の導入	公共施設等への省エネ性能の高い設備を導入・整備します。		●	→	【施設所管課】	
			異常気象に伴う災害等に備えた雨水貯留タンク・雨水浸透枳等の普及促進など適応策の検討及び導入	防災研修の推進	出前講座等での講話や各種防災に関する啓発等による防災研修の充実を図り、水防活動や避難活動等を促し被害を最小限に抑えます。	●			防災安全課	
				適応策の検討及び導入	地球温暖化の緩和策とともに、適応(気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること)策を検討・整理します。		●		環境整備課	
				浸水対策事業の実施	大雨による被害軽減・防止のため、浸水対策事業を実施します。	●	→	→	【事業所管課】	
				耕作放棄地対策	災害防止や地球温暖化防止のため、田に水をためるなど、休耕田や耕作放棄地の有効利用(事業者とタイアップ)を促進します。		●	→	農林振興課	
				透水性舗装導入の検討	舗装改修工事の際、透水性の高い舗装の使用を検討します。			●	土木管理課	
				公共施設への雨水利用施設の導入	公共施設の新規建造物がある時は、雨水利活用を行う施設の導入を検討し、雨水の有効性などの普及啓発を行います。		●	→	【施設所管課】	
			バイオマスエネルギー利用	木質バイオマスエネルギー利用	放置竹林や、人工林や農地へ侵入している竹を伐採して竹炭化し、エネルギーとしての活用を検討します。			●	環境整備課	
		太陽光発電システム等の機器導入による再生可能エネルギー利用普及	太陽光発電システムの市民への普及	家庭での太陽光発電システム設置補助等を行います。	●			環境整備課		
			高効率給湯器等の市民への普及	高効率給湯器等の有効性に関する情報提供や広報を行います。		●		環境整備課		
			公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入	公共施設に、太陽光発電システムや太陽熱温水器の設置を促進します。	●	→	→	【施設所管課】		
		温室効果ガス削減量や省エネ効果の見える化	広報による、CO2等削減状況に関する情報提供	ホームページによる削減量データの提供	省エネへの取組によるCO2削減量や金額等を、定期的に市民に向けて発信します。		●	→	環境整備課	
				飯塚市役所の取組とCO2削減量の公表	行政の率先行動によるCO2削減量、省エネ効果の定量的把握と取組成果を公開し、市民、事業者へ働きかけます。	●	→	→	環境整備課	
			省エネナビ等「見える化」ツールの学校等への導入	見える化ツールの紹介	市民、事業者に対する省エネナビ等の各種システムやツールに関する情報提供を行います。		●	→	環境整備課	
				環境活動レポートの公表の推進	ISO14001やEA21の認証取得、CSRへの取組と活動レポートの公表を事業者等に呼びかけます。		●	→	環境整備課	
				学校での見える化ツールの活用	エネルギーへの関心を深めるため、見える化ツール導入施設において、環境教育の一環として活用します。	●	→	→	学校教育課	

基本目標	環境要素	環境目標	取組の方向性	事業名(見直後)	内容(見直後)	実施中	5年以内 実施	10年以内 実施	担当課	
IV 人の環づくりと活動実践	環境保全活動	環境教育・学習の充実	飯塚市の特性を活かした環境教育・学習と実践活動の充実	大学や企業と連携した環境教育の実施	環境情報を共有するための環境教育教材を作成し、大学や企業と連携した環境教育を進めていきます。	●	→	→	環境整備課	
				環境アドバイザー制度の広報と活用促進	アドバイザー制度の周知広報と活用を促進する取り組みを実施します。	●	→	→	環境整備課	
				環境団体の活動情報の広報	既存の環境団体との連携を深め、活動内容の周知・広報を促進し、より多くの市民の参加を促します。		●	→	環境整備課	
				家庭でできる実践活動の啓発	家庭(身近なところから)で出来る、取り組みやすいことからの啓発を実施します。	●	→	→	環境整備課	
				環境基本計画の周知	環境基本計画を周知し、意識を高めて、環境教育を推進します。	●	→	→	環境整備課	
				こどもエコクラブの推進	こどもエコクラブの周知・広報により、新規登録を促進し、身近にできる環境活動に参加する機会を増やします。	●	→	→	環境整備課	
			学校や公民館などの学習の場の利便性向上	公民館等での環境講座の開催・拡充	公民館等での環境講座を開催・拡充し、環境アドバイザーや地元市民、専門家等による環境イベントや飯塚市の自然を活用した様々な環境教育に参加する機会を増やします。	●	→	→	環境整備課	
					公民館等での環境講座を開催・拡充し、環境アドバイザーや地元市民、専門家等による環境イベントや飯塚市の自然を活用した様々な環境教育に参加する機会を増やします。	●	→	→	生涯学習課	
				園庭の緑化促進	園庭に自然を感じることができる緑地や花壇などの整備を促進します。		●	→	子育て支援課	
				校庭の緑化促進	校庭に自然を感じることができる緑地や花壇などの整備を促進します。		●	→	教育総務課	
				エコ工房の利便性向上	エコ工房を環境活動拠点として活用するための交通手段の確保を検討します。		●	→	環境整備課	
				市民の環境意識の向上	誰もが参加できるイベントによるコミュニケーションの向上	毎月5日の環境デー活用	毎月5日の環境デーに、啓発活動を実施し、市民、環境団体、事業者とともに活動します。	●	→	→
		地域コミュニティとの連携(環境活動、伝統行事など)	行政は地域の取組に積極的に参加し、コミュニケーションを図ります。また、誰もが参加できるイベントとするための支援や提案などを行います。			●	→	→	環境整備課	
		環境団体活動支援拡充	環境団体が開催する活動に積極的に参加するとともに、成果の公表や、より多くの市民の参加を促します。			●	→	→	環境整備課	
		マナー、モラルに関する大人の意識改革	大人のマナー向上啓発		子どもたちへの環境教育・環境学習を通して、大人のマナー向上へ繋がる啓発を推進します。		●	→	環境整備課	
			ペットの糞害防止		ペットの糞害を防止するため、飼い主のマナー向上への啓発を行います。	●	→	→	環境整備課	
			マナーキャラクターの活用		環境イベント等において、マナーキャラクターを活用しマナーアップを推進します。	●	→	→	環境整備課	
		自分の生活と環境問題とのつながりが見える機会の拡充	自分の生活と環境とのつながりを示す資料の作成		自分の生活と環境とのつながりが見える資料を作成し、啓発します。		●	→	環境整備課	
			環境負荷源に関する情報提供		身の回りの環境負荷源に関する情報提供をし、それがどのように環境に影響があるかがわかるよう啓発事業を行います。		●	→	環境整備課	
			環境基本計画ダイジェスト版作成		子どもも読める環境基本計画ダイジェスト版を作成し、配布します。		●		環境整備課	
			環境情報の収集と提供の促進		自治会やまちづくり協議会での地域活動に関する情報を収集し、市ホームページ等で情報提供に努めます。		●	→	環境整備課	
		環境配慮市民、事業所の表彰制度の創設と運用	環境優良者表彰制度の創設と運用		市民やボランティア団体、事業者で優良な取組を行っている方への表彰を行い、意欲を高めます。		●	→	環境整備課	
			環境ポイント制度の導入及び周知		環境イベントや学習会への参加に対するポイント制度(スタンプラリー)を継続実施し、高ポイント取得者を市の環境イベントなどで発表するなど、環境活動への参加意識の向上を図ります。	●	→	→	環境整備課	
		公害対策の強化	大気汚染物質への注意喚起		大気汚染物質に関する情報発信	光化学オキシダントや微粒子状物質等の大気汚染物質を監視し、市ホームページ等で適切な情報提供を行います。		●	→	環境整備課
			悪臭への指導		悪臭に関する指導の実施	市民からの苦情・相談に関しては、関係機関と連携し対応を図ります。		●	→	環境整備課
			騒音・振動規制への助言及び指導		騒音・振動に関する適正な助言・指導の実施	工場・事業場から発生する騒音・振動については、関係法令の遵守、また、規制基準の周知を行うとともに、適切な指導・助言を行います。		●	→	環境整備課